

京都市個人情報保護審査会答申第42号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	個人情報保護審査会会議録に係る実施機関の職員の説明内容の根拠文書
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 平成16年度個人情報保護審査会における説明については、請求までの経過を担当者の記憶及び担当者が当時の関係者に電話で問い合わせするなどした内容に基づき端的に行ったものである。</p> <p>2 異議申立人が指摘している下線部分は、抽象的かつ主観的な評価であり、印象を述べたものである。</p> <p>3 したがって、説明の根拠は担当者の記憶を基に印象を述べたものであることから、直接に根拠となる個人情報が記載された文書は存在しない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 理由説明が一般常識で理解できない。全体的に異議申立人のイメージを陰ながら、本人が知らない人物と化しているのが解明されている。</p> <p>2 記憶は却下する。異議申立人の記憶にはない。担当者は誰なのか。</p> <p>3 第三者の証言にもない。</p> <p>4 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 当審査会としては、本件請求に係る個人情報が存在しないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえ、また、当該個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>2 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。</p>